

嫡出推定制度の見直しに伴う生殖補助医療により生まれた子の 父子関係等の規律の検討

5 第1 嫡出推定制度の見直しに伴う生殖補助医療により生まれた子の父子関係等の 規律

1 嫡出否認制度の見直しに伴う規律

10 第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子の父子関係に関し、
今回の見直しにより否認権者の範囲を拡大することとした場合には、これにより
否認権を認められることとなる者について、生殖補助医療の提供等及びこれによ
り出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76
号。以下「生殖補助医療法」という。）第10条の規律に対応した否認権の制限に
関する規律を設けることの必要性について、引き続き検討することとしては、ど
うか。

15 2 その他の規律

生殖補助医療により生まれた子の親子関係に関するその他の論点については、
生殖補助医療法附則第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の検討の結果を踏
まえて検討することが相当であるから、引き続きその動向を見守ることとしては、
どうか。

20

（補足説明）

1 嫡出否認制度の見直しに伴う規律について

25 (1) 生殖補助医療により生まれた子の父子関係等に関する規律については、議員立
法により、第203回国会（臨時会）に「生殖補助医療の提供等及びこれにより
出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案」（参法第13号。発
議者秋野公造議員外4名）が提出され、令和2年12月4日に衆議院本会議にお
いて賛成多数で可決され、法律として成立し、同月11日に公布された（以下、
本法律を「生殖補助医療法」という。）。

30 生殖補助医療法は、生殖補助医療の定義規定を置くとともに（第2条）、生殖補
助医療によって生まれた子の親子関係について、次の2条を設けている。

（他人の卵子を用いた生殖補助医療により出生した子の母）

第9条 女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用
いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産した女性を
その子の母とする。

35 （他人の精子を用いる生殖補助医療に同意をした夫による嫡出の否認の禁止）

第10条 妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する
胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法

第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。

このうち、生殖補助医療法第10条が、妻が第三者の提供精子による生殖補助医療により子を懐胎することについて同意をした夫は否認権を行使することができないとする趣旨については、現行の嫡出否認制度を前提に、夫が嫡出否認をすることができる期間を経過した後は、誰も父子関係を争うことができなくなることとすることで、子の地位の安定を図ることにあるとされている。また、嫡出否認を制限することによって同意した夫を父とすることについては、妻の懐胎に同意した夫は出生した子を自らの子として引き受ける意思を有していると考えられることから、同意をした夫に父としての責任を負わせることが相当であると考えられたことによるとも説明されている。

(2) 本部会では、夫のみを否認権者とする現行の嫡出否認制度を見直し、否認権者を子、母、再婚後の夫の子と推定される場合における前夫に否認権を認めることについて検討をしている。また、最終的には、生殖補助医療法に係る議員立法の動向を見守るとの取りまとめがされたものの、令和2年2月25日に開催された本部会の第7回会議では、今回の見直しにより、否認権者を拡大するなどした場合に、第三者の提供精子による生殖補助医療により生まれた子の父子関係の規律については、同意が重要なメルクマールとなるとの指摘や、子の身分を守ることができるような手当をする必要があるとの指摘等がされてきたところである。

上記のとおり、生殖補助医療法第10条は、第三者の提供精子による生殖補助医療により生まれた子の父子関係を確定させ、子の地位を安定させることを目的として、当該生殖補助医療について夫が同意したときは、夫が嫡出否認をすることができないことを明確にした。そのため、本部会の検討においても、新たに夫以外の者に否認権を認めることとした場合には、その趣旨を踏まえて、これらの者からの嫡出否認を制限すべきかを検討することになると考えられる。

① 母の否認権

部会資料13-3第2の【乙案】を採用し、母の否認権を認めることとした場合に、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子について、母の否認権の行使の制限に関する規律を設けるべきか。

この点について、生殖補助医療法第10条の子の地位の安定を図る要請は、母に否認権を認めた場合であっても、同様に妥当すると考えられ、また、妻(子の母)は、自ら第三者の提供精子による生殖補助医療を受けていることからすると、夫同様、生物学上の父子関係がないことを理由に嫡出否認をすることを認めないことが相当であると考えられる。他方で、特段の規律を設けなかったとしても、母は、夫の同意の下、自ら第三者の提供精子による生殖補助医療を受けていることからすると、子の出生後に夫が父でないと主張することは信義則違反ないし権利の濫用に当たり許されないと解釈されるとも考えることができ、規律を設ける必要性は高くないとも考えられる。

この点について、どのように考えるか。

② 未成年の子の否認権

部会資料13-3第2の【甲案】及び【乙案】は、未成年の子に否認権を認めることを提案しているが、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子について、未成年の子の否認権の行使の制限に関する規律を設けるべきか。

この点について、生殖補助医療法第10条が、夫が同意したことを基礎とする、信義則違反や権利の濫用を基礎とするものであるとすると、子自身が第三者の提供精子を用いた生殖補助医療の実施について、同意をすることは想定できないことから、未成年の子の否認権の行使を制限すべきではないとも考えられる（この場合も、自ら生殖補助医療を受けた母が、子に代わって父子関係を否定することを認めるべきではないと考える余地がある。）。他方で、同条が、子の地位の安定を図るために、否認権の行使期間を経過した後は誰も父子関係を争うことができないとした趣旨に照らせば、未成年の子についても、その否認権の行使を制限することが相当であるとも考えられる。さらに、この場合に未成年の子（子に代わり行使する母等）が否認権を行使することができるかどうかについては、事案に応じた柔軟な解決を確保するために、明文の規律を置かず、解釈に委ねることも考えられる。

この点について、どのように考えるか。

③ 成年の子の否認権

部会資料13-3第5の1の【乙案】は、成年の子が、一定の場合に否認権を行使することができることを提案しているが、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子について、成年の子の否認権の行使の制限に関する規律を設けるべきか。

上記の【乙案】に関するこれまでの議論では、子が成年に達するまでの間に、父が子を養育するなど推定される身分関係を前提に形成された社会的な事実を考慮し、無制限に嫡出否認を認めるべきではなく、一定の要件を充たす場合に限り、これを認める方向で検討がされている。このような議論を前提とした上で、生殖補助医療法第10条が、夫が同意したことを基礎とする、信義則違反や権利の濫用を基礎とするものであるとすると、子自身が第三者の提供精子を用いた生殖補助医療の実施について、同意をすることは想定できないことから、上記の一定の要件を充たす場合には、成年の子の否認権の行使を制限すべきではないとも考えられる。他方で、同条が、子の地位の安定を図るために、否認権の行使期間を経過した後は誰も父子関係を争うことができないとした趣旨に照らせば、成年の子についても、その否認権の行使を認めないことが相当であるとも考えられる。さらに、この場合に成年の子が否認権を行使することができるかどうかについては、事案に応じた柔軟な解決を図るために、明文の規律を置かず、解釈に委ねることも考えられる。

この点について、どのように考えるか。

④ 嫡出推定の例外規定により再婚後の夫の子と推定される子に関する前夫の否認権

部会資料13-3第4の3において、嫡出推定の例外規定により再婚後の夫の子と推定される子に関する前夫の否認権を認めることを提案し、その否認権行使の要件（原告適格又は実体要件）として、前夫と子と間に生物学上の父子関係があること等を提案しているところ（注）、前夫の同意を得て生殖補助医療により生まれた子については、前夫と子との間には生物学上の父子関係がない。そこで、生殖補助医療について同意した前夫について否認権行使を認めるべきか、また、これを認める場合には否認権行使の要件も問題になると考えられるが、これらの点について、どのように考えるか。

（注）本試案においては、前夫が再婚後の夫の子との推定を否認する場合には、原告適格として、前夫に生物学上の父子関係を必要とする案（甲案）と、実体要件として、再婚後の夫と子との間に生物学上の父子関係がないことに加え、父子関係を否認することが子の福祉に反しないことが必要とする案（乙案）を提案している。

2 その他の課題の取扱いについて

(1) 生殖補助医療法は、その附則第3条第1項において、「生殖補助医療の適切な提供等を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項については、おおむね2年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする」として、いわゆる行為規制に関する検討が行われることを予定している。また、同条第3項において、「第1項の検討の結果を踏まえ、この法律の規定について、認められることとなる生殖補助医療により出生した子の親子関係を安定的に成立させる観点から第三章の規定の特例を設けることも含めて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な法制上の措置が講ぜられるものとする」として、親子法制に関する検討が行われることを予定している。

そして、同項に基づく検討としては、行為規制として、代理懐胎が（例外的に）認められることとなった場合には、代理懐胎により生まれた子の親子関係に関する規律を設けることが想定されているほか、第三者の提供精子による生殖補助医療の実施に関する規律等に関する結論が出た場合には、精子提供者の法的地位に関する規律を設けることも排除されていないとされている。

(2) 本部会の第7回会議では、婚姻中の夫婦の間に、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子の父子関係のほかに、生殖補助医療に対する精子提供者の法的地位や生殖補助医療により生まれた子の母子関係についての議論がされたが、これらの論点に関する上記の生殖補助医療法の取扱いに照らせば、行為規制に関する同法附則第3条第1項の検討の動向を見守ることが相当であると考えられるが、どうか。